

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算      支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

### 事業名 地域医療構想等推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療企画係 電話番号：058-272-1111 (内 2536)

E-mail：[c11229@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11229@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費      7, 7 1 8 千円 (前年度予算額： 6, 6 7 0 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,670	0	0	0	0	0	0	0	6,670
要求額	7,718	0	0	0	0	0	0	0	7,718
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

地域医療構想は、医療法に基づき策定する保健医療計画の一部であり、団塊の世代が75歳になる2025年に向けて、構想区域(岐阜県では各圏域と同一)ごとに適正な医療提供体制を構築し、医療と介護の総合的な確保を推進するため平成28年7月に策定したものである。

県では、地域医療構想の策定に当たって構想区域ごとに医療関係者、医療保険者等を委員として設置した医療法第34条の14に定める協議の場(以下「地域医療構想等調整会議」という。)を引き続き開催するほか、検討会等の開催により、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議が行われ、病床機能の分化及び連携が促進されるよう調整する。

その他、介護保険法に基づいて策定する介護保険事業(支援)計画と保健医療計画の整合を図るため、医療・介護の連携及び調整を行うための、県、市町村及び医療関係者との協議の場(以下「市町村との協議の場」という。)を開催する。

## (2) 事業内容

- ・各圏域での地域医療構想等調整会議の開催（各4回）
- ・各圏域での地域医療検討会の開催（各2回）
- ・各圏域での市町村との協議の場の開催（各2回）
- ・岐阜圏域地域医療連携推進研究会の開催（3回）
- ・市町村、医療機関及び介護施設等との意見交換
- ・地域医療構想にかかる厚生労働省主催会議への参加（3回）
- ・医療政策短期特別研修への参加

## (3) 県負担・補助率の考え方

県が策定した地域医療構想を推進するための事業であるため、県が負担する。

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	4,221	委員謝金
旅費	1,912	委員費用弁償、業務旅費等
需用費	334	印刷用紙代、お茶代、医療政策短期特別研修テキスト代 等
役務費	128	郵送料
使用料及び 賃借料	1,067	会場使用料
負担金、補助 及び交付金	56	寄宿舍運営経費（自治大学校）
合計	7,718	

## 決定額の考え方

# 事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
2025年度（令和7年度）までに地域医療構想を実現する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
2025年度必要病床数 （回復期病床の充足）	1,139 (H26)	1,908 (H27)	2,224 (H28)	2,747 (R1)	4,765 (R7)	35.4%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
地域医療構想達成のため「地域医療構想等調整会議」を開催するほか、地域医療検討会等により地域医療構想の実現に向けた取組を推進するよう協議を実施。  
地域医療構想調整会議 3回×5圏域  
岐阜圏域地域医療連携推進研究会 3回  
市町村との協議の場 1回  
※開催予定を含む

### （前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
地域医療構想調整会議及び地域医療検討会等において、将来の医療需要の変化の状況を共有し、地域医療構想の実現に向けて協議することで、それに適合した医療提供体制を構築するための自主的な取組を促しており、各圏域において不足する医療機能（回復期）の充足が進んでいる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い	
(評価) ○	地域医療構想等は医療法に位置付けられた県法定計画であって、その実現のために関係者が協議を行うものであり、必要性は高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	地域医療構想調整会議及び市町村との協議の場における議論を踏まえ、県、市町村、関係者が情報共有を行い、地域医療構想（保健医療計画）を推進することは有効である。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある	
(評価) ○	地域医療構想調整会議の設置は法定事項であり、関係者と連携を図ることで効率的に地域医療構想の達成に向けた取組を推進することができる。

### (今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療機能の分化・連携を図るため、救急や周産期といった政策医療などを行う病院の役割に配慮しながら、不足する回復期病床をいかに充足していくか、また、療養病床等から県政モニター調査でもニーズの高い在宅医療等にシフトするため、在宅医療・在宅介護体制を充実させることが大きな課題。	
---	--

### (次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域医療構想調整会議は、医療法において策定後の将来の病床数の必要量を達成するための方策等を協議する場と位置付けられており、令和2年度以降も引き続き実施予定。 市町村との協議の場についても、医療と介護を一体的に確保する目的から令和2年度以降も実施予定。	
---	--